

## Client Alert

November 2016

### サプライチェーン等における人権侵害の防止 実務ガイドが求める具体的対応策と実務対応

#### 1. はじめに

前回のクライアントアラート（「[サプライチェーン等における人権侵害の防止 英国現代奴隷法に基づく声明公表義務の期限が迫る](#)」）では、2015年3月26日に英国にて制定された英国現代奴隷法（Modern Slavery Act 2015、以下「英国現代奴隷法」という）の声明公表義務の期限とともに、声明公表義務の対象、内容、制裁、今後の対応について概説しました。

今回のクライアントアラートでは、英国現代奴隷法において声明公表の対象として例示される以下の6項目（同法 Section 54(5)(a)-(f)）に沿って、同法のガイドラインである「サプライチェーン等における透明性に関する実務ガイド」（Transparency in Supply Chains etc. A Practical guide、以下「実務ガイド」という）にて求められる具体的対応策を簡潔に紹介するとともに、同ガイドを踏まえた実務的対応について概説します。

- (1) 組織構造・事業・サプライチェーン
- (2) 企業ポリシー
- (3) デューデリジェンス
- (4) リスク評価・マネージメント
- (5) パフォーマンス指標
- (6) トレーニング

#### 2. 実務ガイドが求める具体的対応策

##### (1) 組織構造・事業・サプライチェーン（Section 54(5)(a)）

実務ガイドは、当該項目において声明上開示が推奨される情報として、以下のものを例示します。

- 事業部門及び当該事業部門の業務のうち季節労働の有無
- 組織構造及びグループ関係
- 現代奴隷が蔓延する高リスク地域を含む、製品又はサービスの調達地域
- サプライチェーンの構造及び複雑性
- 事業運営モデル
- 労働組合その他労働者を代表する組織を含む、サプライヤー等との関係

これらの情報に関する詳細な説明は、利害関係人の理解を助けるため、原則として有益であるとされています。もっとも、組織構造に関わる技術的又は

法的な記載が膨大な量となれば、逆に多くの読者の理解を妨げることになる  
とし、記載のバランスを整えることも重要であると指摘されています。

## (2) 企業ポリシー (Section 54(5)(b))

実務ガイドは、当該項目において声明上開示が推奨される情報として、以下のものを例示します。

- ポリシー展開のプロセス
- サプライヤー行動規範など事業関係に関わるポリシー
- 採用ポリシー
- 現代奴隷の撲滅に向けた調達ポリシー及びインセンティブ
- 従業員行動規範
- 現代奴隷被害者に対する救済、補償、司法の利用に関するポリシー
- 従業員の現代奴隷のトレーニング及び認識向上に関するポリシー

また、企業及びそのサプライチェーンに関するポリシーは、以下のような内容を明確に備えることが望ましいとされています。

- ✓ 期待される最低労働条件と産業基準との整合性
- ✓ 現代奴隷リスクの調査・修正及び基本的な労働基準への適合に関する責任者とその責任者に対する財務的インセンティブ及びリソース
- ✓ 安価な奴隷的労働者等の使用回避に向けた、合法かつ公正な労働費用の生産ラインへの組み込み努力
- ✓ サプライヤーにおける現代奴隷等の発覚時のポリシー
- ✓ 新規契約時又は契約更新時に実施又は承諾する、確認、保証、調査
- ✓ 奴隷的労働状況を積極的に修正する上で利用可能な支援及びガイダンス
- ✓ サプライチェーンに対して企業が実施する責務を負うデューディリジェンス
- ✓ 内部通報制度に関するポリシー及びその利用を促進する手続き
- ✓ 現代奴隷等発覚時における労働者への改善策及び方法、並びに更なる被害等を防止するための措置

もっとも、現代奴隷への取組みとして、新たな独立したポリシーの策定又は既存のポリシーの改訂は必ずしも必要とされず、既存のポリシー、実務、プログラム及び／又は経営システムが、現代奴隷を防止する上でいかに機能するか、単純に明らかにするものでも足りるとされています。

## (3) デューディリジェンス (Section 54(5)(c))

実務ガイドは、以下の事項がデューディリジェンスの一部として、検討に値するとしています。

- 事業運営の流れを理解するための措置
- 監督・評価を含む、リスクマネジメントの詳細
- 影響評価の取組み
- 現代奴隷リスク／事件対応のアクションプラン及び優先順位
- 利害関係人からの意見反映の仕組みに関する証拠
- 現代奴隷に対応する、ビジネスレベルでの現存する苦情申立方法
- 人権保護及び現代奴隷の絶対拒否のため、組織を通じて採用されている措置

また、こうしたデューディリジェンスの手続きは、取組みのある広範なリスク評価によって認識される、特定の現代奴隷リスク、リスクの重大性、事業が与える影響の程度に相応するべきであるとされています。

さらに、同手続きは、企業内やサプライチェーン内の関係の複雑さに応じて変化することもあり得るとして、以下の模範例を挙げます。

- ✓ 一次サプライヤーのみならず、可能である限り、さらにその先の二次サプライヤー以下についても、手続きが求められるべきこと
- ✓ 継続的なリスク評価を実施しつつ、業界において常に変化する期待値に適合させること
- ✓ 監査やコンプライアンス主導のアプローチでは、隠蔽がある場合の発覚は困難であるため、独立した専門家、第三者、市民団体関係者の協力を得つつ労務状況を調査し、かつ労働者からのヒアリングを実施すること

#### **(4) リスク評価・マネージメント (Section 54(5)(d))**

実務ガイドは、現代奴隷リスクを発見し、修正し、将来の再発を防止する上で、現代奴隷リスクの性質や範囲について適切に把握することの重要性を強調します。

その上で、リスク評価は、企業規模、構造、活動及びサプライチェーンの地域、並びに事業の性質に相応して行われ、リスクを特定した後は、それぞれのリスクに優先順位を付けることが推奨されています。また、リスク評価及びリスクマネージメント構造の監督は、取締役らによって主導されることがベストプラクティスであるとされています。

さらに、リスク評価を実施する際に、特に検討されるべきリスクとして、①地域別リスク、②部門別リスク、③取引別リスク、④事業パートナー別リスクを挙げています。

#### **(5) パフォーマンス指標 (Section 54(5)(e))**

実務ガイドは、まず、既存の重要なパフォーマンス指標について情報を提供することで、当該指標が現代奴隷リスクを助長するものであるか否か検討した状況を示すことが有益であるとしています。

また、発見された現代奴隷リスクに対する反奴隷活動の取組みの成果を測定する上で、追加の重要なパフォーマンス指標の概略を示すことも有益であるとしています。さらに、このパフォーマンス指標の具体例として、①現代奴隷の問題に対応するスタッフのトレーニング及び能力開発、リスク認識の変化の測定、適切な意思決定と必要に応じた迅速なアクション、②現代奴隷等が疑わしい又は発覚した場合に労働者及び従業員が利用できる苦情申立手続き又は内部通報手続き、③該当する製品及びサービスのサプライチェーンにおける、サプライヤーの可視化、活用及び監督を挙げています。

#### **(6) トレーニング (Section 54(5)(f))**

実務ガイドは、現代奴隷リスクの認識、問題の重要性、リスク対応としての行動内容、内外における協力態勢を理解する上で、トレーニングが必要不可欠であるとしています。

また、トレーニングは、職種別や事業別に行われることも有益であるとしつつ、他の研修事項と併せて行われることで、費用負担を軽減することが可能であると指摘します。

さらに、人権保護は、人による、適切な情報に基づいた継続的な要求によって初めて実現可能であるとし、人権保護における教育の重要性を強調しています。

本クライアントアラートに  
に関するお問い合わせ先



武藤 佳昭  
パートナー

03 6271 9451

[yoshiaki.muto@bakermckenzie.com](mailto:yoshiaki.muto@bakermckenzie.com)



村主 知久  
パートナー

03 6271 9532

[tomohisa.muranushi@bakermckenzie.com](mailto:tomohisa.muranushi@bakermckenzie.com)



吉田 武史  
アソシエイト

03 6271 9723

[takeshi.yoshida@bakermckenzie.com](mailto:takeshi.yoshida@bakermckenzie.com)

山内 理恵子  
パラリーガル

03 6271 9890

[rieko.yamauchi@bakermckenzie.com](mailto:rieko.yamauchi@bakermckenzie.com)

ベーカー&マッケンジー 法律事務所  
(外国法共同事業)

〒106-0032

東京都港区六本木 1-9-10

アークヒルズ仙石山

森タワー28F

Tel 03 6271 9900

Fax 03 5549 7720

[www.bakermckenzie.co.jp](http://www.bakermckenzie.co.jp)

### 3. 実務ガイドを踏まえた実務的対応について

以上のとおり、実務ガイドが示す、英国現代奴隷法上の具体的対応策は、広範かつ多岐にわたります。もっとも、実部ガイドは、こうした具体的対応策をあくまでも推奨策として示すのみであり、法律上の要求事項として掲げてはおりません。

その上で、実務ガイドは、初めての声明公表について、反現代奴隷の取組みを開始し、これに実効性を持たせるための調査又は第三者の協力活動といった行動計画を示すものでも足りるとしています。また、既存の関連するポリシーや取組みをまずは整理して、情報開示することが特に求められており、新たな事業年度ごとに、社会的に期待される水準に合わせて、取組みを拡大し、その記載を充実させていくことが期待されています。

そのため、実務ガイドを踏まえた実務対応として、初年度の開示においては、反現代奴隷の活動に通じる社内の活動・取組み状況を社内関係各部署に確認をとり、現状を把握し、これを整理して情報開示に臨むことが重要となります。また、次年度以降の開示に向け、実務ガイドで示される具体的対応策を基準としつつ、社会的に期待される水準を関知し、これを反映した取組みを計画し、実行していくことが必要です。

会社法上の取締役・監査役等のグループ内部統制システム構築義務、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」、CSR活動といった側面からも、こうした実務対応は企業にとって重要な意味を持つ取組みと言えます。